

第15回 東京フラフェスタ in 池袋2017



- 前夜祭…7月21日(金) 正午～午後8時(模擬店・物産展は午前11時から) 池袋西口公園
- 本祭…7月22日(土)・23日(日) 午前11時～午後8時(23日は午後7時まで)※会場により異なる
池袋西口公園、池袋駅西口駅前広場、東武百貨店8階屋上「スカイデッキ広場」、サンシャインシティ地下1階噴水広場、東池袋中央公園、としまセンタースクエア(区役所本庁舎1階)

◇今年で15周年! 171チーム約5,000名によるダンスステージのほか、ハワイからの講師による特別演舞やワークショップなど。区交流都市の物産展や飲食店、フラグッズの模擬店なども楽しめます。詳細は豊島区観光協会ホームページ <http://www.kanko-toshima.jp/> をご覧ください。当日直接会場へ。

☎東京フラフェスタ in 池袋実行委員会 ☎3981-5849



▲昨年度の様子

パブリックコメント

「(仮称)マンガの聖地としまミュージアム整備基本計画」を策定しました

計画の策定にあたり、パブリックコメント(意見公募手続)制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きしました。

●閲覧できます

計画の全文とお寄せいただいたご意見および区の考え方は、文化観光課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館、豊島区トキワ荘通りお休み処、区ホームページで閲覧できます。
☎マンガ・アニメグループ ☎4566-2758

税・国保・年金

平成29年7月31日有効期限の「国民健康保険特定疾病療養受療証」をお持ちの方へ

7月末に前年の所得をもとに自己負担限度額を判定した、新しい「特定疾病療養受療証」を送付します。

◇対象…慢性腎不全で人工透析を受けている70歳未満の方。

☎国民健康保険課給付グループ ☎3981-1296

口座振替新規申込みキャンペーン実施中!

国民健康保険料は口座振替が原則です。納め忘れがなく、振り込む手間もありません。今なら新規申込みの500世帯にクオカード1,000円分をプレゼントしています※先着順。

口座振替依頼書の郵送を希望する場合など、詳細は資格・保険料グループへ問い合わせください。

☎当グループ ☎4566-2377

海外居住の方も国民年金に加入できます

海外に居住している、または居住することになった方で、20歳以上65歳未満の公的年金に加入していない日本国籍の方は、国民年金に任意加入できます。加入時に国内協力者の登録が必要です。

◇加入手続き窓口…①出国直前の住民登録地が豊島区の場合は当区国民年金窓口、②出国直前の住民登録地が区外の場合は住所地の区市町村の

国民年金窓口

◇持参するもの…年金手帳、国内協力者の氏名と住所がわかるもの、口座振替の通帳、通帳届出印(保険料は口座振替による納付が原則)。本人が手続きできない場合は、委任状、認印、代理人の身分証明書も必要。

☎国民年金グループ ☎3981-1954、池袋年金事務所 ☎3988-6011

後期高齢者医療

7月中旬に後期高齢者医療保険料額決定(変更)通知書(本算定)を送付します

今回の通知書は、平成28年中の所得に基づき計算された平成29年度分保険料額のお知らせです。4月に「後期高齢者医療保険料額通知書(仮算定)」が届いた方にも、あらためて保険料額を計算して送付します。特別徴収(年金天引き)、口座振替利用者以外の方には7～9月期分の納付書が同封されます。10～12月期分の納付書は10月中旬、1～3月期分の納付書は1月中旬に送付予定です。

これまで特別徴収の方でも、普通徴収になる場合があります。その場

合は同封の納付書で期限内に納付してください。

☎後期高齢者医療グループ ☎3981-1937

福祉

「臨時福祉給付金(経済対策分)」締切間近!

まだ申請していない方は、7月31日(消印有効)までに手続きをしてください。郵送で申請ができます。

●受付・相談窓口を開設しています
申請受付や書類の書き方などの相談にも応じます。

◇窓口開設時間・場所…午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日を除く) 生活産業プラザ
※期限までに申請がない場合は、給付金を支給できません。申請書が届いていない方は、支給要件を確認のうえ、問い合わせください。詳細は区ホームページ参照。

☎臨時給付金専用コールセンター ☎6890-9249(午前8時30分～午後6時30分※土・日曜日、祝日を除く)



衆議院小選挙区の区割りが変わります

7月16日、改正公職選挙法が施行され、衆議院の小選挙区の区割りが変更となります。豊島区は、これまで区の全域が「東京都第10区」に属していましたが、改正により10区と12区に分かれます。

次の衆議院議員選挙からは新しい選挙区で選挙が行なわれます(そのほかの選挙は変わりません)。詳細は次回の衆議院議員選挙の際にお知らせします。

■新・東京都第10区(右図の区域)

- 豊島区の次の区域
南大塚3丁目、東池袋、南池袋、西池袋、池袋、池袋本町、雑司が谷、高田、目白、南長崎、長崎、千早、要町、高松、千川
- 練馬区東部の一部、中野区北部の一部、新宿区北西部の一部

■新・東京都第12区(右図の区域)

- 豊島区の次の区域
駒込、巣鴨、西巣鴨、北大塚、南大塚1・2丁目、上池袋
- 北区全域、板橋区北部の一部、足立区西部の一部

☎選挙管理委員会事務局 ☎4566-2821

